

## 柏市随意契約見積心得

### (目的)

第1条 この心得は、柏市が行う随意契約の場合における見積書の徴取その他の取り扱いについて、見積りを依頼された者（以下「見積者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (法令等の遵守)

第2条 見積者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、柏市財務規則（昭和59年3月31日規則第4号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

### (公正な見積りの確保)

第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積り価格を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の見積者と見積り価格又は見積り意思について相談を行うこと。
- (3) 第11条の規定による契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積り価格を意図的に開示すること。

### (仕様書等の熟知)

第4条 見積者は、柏市の仕様書等（仕様書、設計書、図面、契約書案、その他の配付書類をいう。）に記載された契約締結に必要な条件を熟知の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、当該仕様書等に定める範囲内において柏市に対し説明を求めることができる。

### (見積り等)

第5条 見積者は、柏市指定見積書（様式1）（柏市が別の様式を指定した場合にあっては当該様式）または仕様書等に特段の記載がない場合は見積者の様式により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の108分の100又は110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。
- 3 見積書は、柏市が特に郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。
- 4 見積書が、仕様書等において指定した日時までに到達しないときは、当該見積りは無効とする。
- 5 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をする

ことはできない。

6 前各項の規定は、柏市が別に指示する場合は、適用しない。

(見積りの辞退)

第6条 見積者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積者は、見積りを辞退するときは、見積り合わせ辞退届(様式2)を柏市へ提出するものとする。

3 指定した期日を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積者が見積りを辞退したものとみなす。

4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積り参加について不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

第7条 見積者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、柏市が必要と認めるときは、複数の見積者による見積書の比較検討(以下「見積り合わせ」という。)の執行を延期し、又は取り止めることがある。

2 前項の場合において、柏市が調査を行うときは、見積者は当該調査に協力しなければならない。

3 見積書の提出に当たって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積り合わせの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(見積書の取扱い)

第8条 提出された見積書は、見積り合わせ後も返却しない。

(再度見積り)

第9条 見積り合わせ及びその者でないと履行できないという特定の相手に見積りを依頼する場合(以下「一者見積り」という。)において、予定価格の制限の範囲内に見積りがないときは、必要に応じ再度の見積りを依頼する。

2 予定価格の制限の範囲内に見積りがあっても、再度見積りを依頼することができる。

3 前2項の場合において、再度見積り依頼を受けた者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び見積り合わせについて不利益な扱いを受けない。

(見積りの無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 見積り合わせに参加する資格を有しない者のした見積り

(2) 記名又は押印を欠く見積り

(3) 金額を訂正した見積り

- (4) 見積書に記載された金額と見積内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 明らかに連合であると認められる見積り
- (7) 同一事項の見積り合わせについて、他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の見積り入札
- (8) 再度見積り合わせの場合において、前回見積りの最低価格より高い金額又は同額の見積り

(契約の相手方の決定)

第11条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じて、柏市が予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を、契約の相手方とする。

(同価格の見積りをした者が2者以上ある場合の契約の相手方の決定)

第12条 契約の相手方とすべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、再度見積りを依頼するか、柏市が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。ただし、柏市が別に指示する場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積り合わせ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の締結等)

第13条 第11条の規定により契約の相手方とされた者は、柏市から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方と決定した日から7日以内に、これを柏市に提出しなければならない。

2 柏市財務規則第143条の規定により契約書の作成を要しない場合は、第11条の規定により契約の相手方とされた者は、契約決定後速やかに請け書を柏市に提出しなければならない。ただし、柏市が、その必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 見積りは、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 その他見積り合わせ及び一者見積りに際しては、すべて柏市の指示に従うこと。